

社会福祉法人多摩福祉会 一般事業主行動計画

法人は、女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定する。

女性、男性が社会でともに輝き活躍することができるよう、法人がもつ職員への支援制度を周知するとともに、職員のニーズ調査・課題分析をおこない、それぞれの人生のステージにおける生活への支援のありかたを具体的に追求することとしたい。

1. 計画期間 2022年4月1日から2026年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：育児休業制度の法改正をふまえ、法人内の規則等の整備をおこない、制度を周知する。そのうえで、特に男性の育児休業取得の推進を図り、男性の育児休業取得率10%以上を目指す。

(女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

<対策>

- ・2022年4月～ 法改正にともなう規則等の改定作業
- ・2023年4月～ 制度周知と育児休業取得推進のための環境整備等をおこなう

目標2：法人における女性の活躍推進に係り、女性のキャリア形成、産休育休復帰後のフォロー体制の必要性などのニーズ調査、課題分析を進め、さらなる活躍推進を図る。

(女性活躍推進法に基づく目標)

<対策>

- ・2022年4月～ キャリア形成、産休育休等に係る制度に関する課題分析、調査
- ・2024年4月～ 分析、調査にもとづき制度の構築などを具体化する

目標3：育児休業、介護休業に関する規則に関し、職員がより制度を利用しやすいものとなるよう、制度の見直しをおこなう。改定すべきと考えられる内容を法人全体の課題として共有し、制度改定を実現できるよう検討していく。

(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

<対策>

- ・2022年4月～ 法改正にともなう規則等の改定作業
- ・2023年4月～ 上記の内容に沿った、制度の設計を検討する